

## アーレントからの法理的人権論の可能性

萩原 一馬

### はじめに

本稿の目的は、ハンナ・アーレント（1906–1975）が『全体主義の諸起源』（1951/1955）において展開した人権論と、その他の著作で展開されている連邦論を接続することで、彼女の議論を法理的人権論として再構成する、その道筋を素描することにある。

アーレントの人権論、ひいては彼女の〈諸権利を持つ権利〉というアイデアは、日本ではこれまで中心的な議題としてはほとんど取り上げられてこず、『全体主義の諸起源』の一部として副次的に言及される程度であった<sup>1</sup>。アーレント自身が『全体主義の諸起源』以降、人権論を積極的に展開していないという事実を鑑みれば、これはゆえなきことではない。

しかし他方で、グローバル化にともなう移民、国際紛争やジェノサイドに淵源する難民が増加している今日の国際情勢において、無国籍者にかんするアーレントの分析と〈諸権利を持つ権利〉という問題提起の重要性は、ますます高まっているのではないだろうか。実際、欧米では、とりわけ21世紀以降、〈諸権利を持つ権利〉は大きな注目を浴びており<sup>2</sup>、この概念は「ハンナ・アーレントによる政治思想への最も重要な貢献」（Birmingham 2006, 1）<sup>3</sup>とみなされるまでになっている。アーレントの人権論は、十分とは言えない現実の人権保障に対して、なんらかの示唆を与えてくれるものとして再評価がなされているのである。

しかしながら、これらの先行研究において、アーレントの人権論はもっぱら『人間の条件』（1958）を中心とする政治理論との連関に注目して考察されており、その法理論との関係は

---

<sup>1</sup> 日本で「諸権利を持つ権利」を議論の中心に据えている論考としては、「アーレントが構想した政治体を、権利を持つ権利についての思考を基礎に展開されたものとして捉え直す」（篠原 2011, 120）ことを試みた、篠原 2011 が挙げられる。また、アーレントの人権論を起点に据えている日本の人権論としては、「政治的自由を行使するための条件が奪われている非市民の視点から『人権の実現』を再考し、人権がその核心に政治的権利を含むことの意義に光を当てること」（齋藤 2011, 4）を試みた、齋藤 2011 が挙げられる。このほかにも「諸権利を持つ権利」に言及した研究はいくつも存在するが（e.g. 寺島 2006, ch. 3、中島 2015, ch. 4）、人権論がアーレントの理論体系においていかなる位置を占めるのかをあきらかにするような研究は、管見のかぎり存在しない。

<sup>2</sup> チャールズ・バブアーは、『全体主義の諸起源』（英語版）のなかで人権論が展開されている第9章第2節「人間の諸権利の諸難問（The Perplexities of the Rights of Man）」を、「アーレントのすべての著作のなかで最も頻繁に言及されるテキスト」と呼んでいる（Barbour 2012, 307）。

<sup>3</sup> 欧文の邦訳は筆者による。なお、既存の邦訳書があるばあいは、それらを適宜参照した。

等閑視されてきた。たとえば、ジェフリー・アイザックは以下のように述べている。

私は、人権の問題がアーレントの政治理論の中心にあったと論じる。彼女は人権の理論そのものを展開することはなく、また人権理論家や人権の擁護者のあいだで一般的な法的アプローチを避けるが、彼女の政治的行為〔action〕の構想は、国民主権の要請によって体系的に危うくされている根源的な人間の尊厳を確保することを意図しているのである。(Isaac 1996, 61; 強調は引用者による)

人権をめぐるアーレントの考察が「法的アプローチを避け」たものである、とする従来の見解に対して、本稿では、彼女の法理論を人権論の延長線上に位置づける解釈を提示する。具体的には、〈諸権利を持つ権利〉が保証されるには「諸国家を超えたところに立つような国際法の領域」(OT, 298; ET, 759[=II 320])が必要であるということを示唆している箇所に着目し、そのような「国際法の領域」として〈連邦〉が構想されていたと論じる。

さらに、法理的人権論が避けて通ることのできない、法制定にともなう原理的排除という問題についても、アーレントの法理論に即して考察する。ここでは、『革命について』(1963/1965)において示されている、〈始まり=原理〉としての *principium* というアイデアに着目し、この議論こそが、〈連邦〉における立法でさえ避けられない、法制定にともなう原理的排除という問題への応答であるということを示す。

行論は以下のとおり。第1節では、『全体主義の諸起源』におけるアーレントの人権論、ひいては〈諸権利を持つ権利〉という概念の概要をまとめる。ここでは、無国籍者の絶対的無権利の分析を踏まえて、行為と意見が意味を持つための「世界における足場」を保証する権利として〈諸権利を持つ権利〉が提起されたということが示される。第2節では、前節で説明した人権論の延長線上に〈連邦〉のアイデアを位置づける。ここでは、〈諸権利を持つ権利〉を保証するために必要であるということが示唆されている「諸国家を超えたところに立つような国際法の領域」を、『ユダヤ論集』(2007)や『暗い時代の人々』(1968)などで論じられている〈連邦〉に見出す解釈の可能性が示される。第3節では、第2節で示された〈連邦〉というアイデアの補強的議論として、法の反復可能性としての *principium* について論じられる。ここでは、『革命について』において展開された〈始まり=原理〉としての *principium* についての議論が、〈連邦〉にすら付き纏う法制定にともなう原理的排除という問題に対する、法の反復可能性というかたちでの応答であるという解釈が示される。

## 1. アーレントの人権論——〈諸権利を持つ権利〉とは何か

本節では、アーレントの人権論を再構成し、〈諸権利を持つ権利〉の概要を示す。彼女の人権論が展開されたのは、『全体主義の諸起源』第2部「帝国主義」の最終章である第9章

「国民国家の没落と人権の終焉」、とりわけその第2節「人権のアポリア」においてである。第2部「帝国主義」は、全体として、アフリカ植民地において入植者が「未開人」に対して展開した「野蛮」がヨーロッパへと逆輸入された過程を描いたものであるが、この第9章も類似した構図をとっており、帝国主義をつうじたヨーロッパ的理念の変節のもとに「人権の終焉」を見ている。

アーレントによれば、18世紀に掲げられた人権宣言において、人権は、いかなる社会的、宗教的、歴史的権威でもなく、「人間」そのもの、人間の「自然」を直接の根拠として導き出された。しかしながら、この「人間」の「自然」という想定は、あまりにナイーブなものであった。この想定に人間の複数性は考慮されておらず、その相違性が顧みられることも、その同等性が人為的に保証されることもなかった。それゆえ、ヨーロッパからの入植者が、帝国主義的世界侵出のなかで、彼等の同等性を「自然」が保証しているとは思えないほどに人種的にも文明的にも相違のある「未開人」と遭遇したとき、人権の概念はある問題に直面したのである——この概念はあきらかに「自然」に反しているように見えるが、いかに解釈すれば、政治的な使用に堪えうるものとなるだろうか？

この問題を解消するために、人権は国民主権〔national sovereignty/Volkssouveränität〕との結合において解釈されるようになったと、アーレントは分析する。すなわち、「人権を実現できるのは、人民の意志、それも自民族の意志という解放された主権だけだと考えられた」（OT, 291: ET, 742[=II 306–307]）。言い換えれば、人権を「人間」ではなく「国民の一員」の権利と解釈しなおすことで、ヨーロッパの諸国民は、およそ自分たちと同等とは思えない「後進的」な民族を、人権の対象から外すことができたのである<sup>4</sup>。

しかしながら、20世紀に入って、無国籍者——ニュルンベルク法をつうじて国籍を剥奪されたユダヤ人をはじめとする被迫害者——の大量出現という事態が生じたとき、「人権を国民国家において実現される国民主権と結合させたことの真の意味」（OT, 291: ET, 742[=II 307]）があきらかとなった。アーレントは次のように述べる。

人々は奪うべからざる人権、譲渡することのできない人権について語る時、この権利はあらゆる政府から自立した権利であり、あらゆる人間に具わる権利としてすべての政府によって尊重されるべきだと考えてきた。ところがいま、政府の保護を失い、国家市民の権利を享受しえず、それゆえ生まれながらに持つはずの最低限の権利に頼るしかなくなった人々が現れた瞬間に、彼ら彼女らにこの権利を保証〔garantieren〕しうる者はまったく存在せず、いかなる国家的ないし国際的な権威もそれを護る用意がない

---

<sup>4</sup> ただし、アーレントによれば、「人権」と「国民主権」とを重ねて考えることに、なんの根拠もなかったわけではない。両者とも、宗教的ないし歴史的権威から解放された「人間」をその源泉として確立されていたのであり、「国民主権と人権、これら二つの事柄が互いを前提とし相互に保証しあうことは、本来的にほとんど自明のことと思われたのである」（OT, 291: ET, 741[=II 305]）。

ことが突如としてあきらかになった。(OT, 291–292: ET, 742–743[=II 307])

つまり、人権が国民主権と融合し、それが国民の権利とみなされたとき、あまねく人間に保証されていたはずの人権から、無国籍者が排除されてしまったのである。アーレントは、こうして人権の適用外となってしまった無国籍者の状況を、「絶対的な無権利」と呼んだ。では、無国籍者は実のところ何を喪失したことで「絶対的な無権利」に陥ったのだろうか。言い換えれば、「人権」というアイデアは、いったい何を暗黙の前提として成立していたのだろうか。アーレントはそれを、無国籍者の法的状態を観察することで考察する。

アーレントによれば、20世紀の無国籍者は2つの喪失に見舞われていた。それは第1に、家郷〔home / Heimat〕の喪失である。ここで言われている家郷とは、「世界における足場と空間を与えてくれる環境」(OT, 293: ET, 746[=II 310]) のことである。無国籍者たちは、ただ祖国を追われただけでなく、他の国々に迎え入れられて同化されることもなかった。そしてこのことは、地球表面のあらゆる場所がなんらかの政治的共同体の領域となった20世紀において、まさに人類からの追放となったのである。

第2の喪失は、政府による保護の喪失である。無国籍者たちは、祖国の国籍を剥奪され、さらにいかなる国家に受け入れられることもなかったため、あらゆる法的人格——国家に帰属していないがゆえに「外国人」としての法的人格も含めて——を喪失した。無国籍者が法的人格として再び認められるためには、もはや犯罪に走ることで「犯罪者」としての法的人格を得るほかなかった<sup>5</sup>。無国籍者はそうでもないかぎり、各々の行為や意見によって法的に判断される資格を回復できなかつたのである。

こうした喪失において無国籍者たちが脅かされていたものは、生命権や平等権や自由権といった18世紀的な「人権」の定義によっては説明がつかない。というのも、無国籍者のなかには、私的機関の慈善や公的機関の機能不全によって生きながらえた者もいたし、適用されるべき法がないために「法の前での平等」など無意味であったし、行動や思想の自由は、狩猟動物の行動の自由や、強制収容所における（政治的にはなんの意味もない）意見交換の自由と類比的に、無国籍者は享受できたからである<sup>6</sup>。

---

<sup>5</sup> この点について、「無国籍者は法的な意味で罪を犯せるか？」という問いが提起されうる。つまり、真に法外な人格であれば、罪を犯すことすらできないだろうというわけである。アーレントが語っているのはあくまで歴史的事実であるとするので、この問いを回避することは可能かもしれない。しかし、事態はそう単純ではないようにも見える。というのも、アーレントは、むしろ罪を犯すことで処遇が改善されることこそが、その個人や集団が無権利状態に陥っていることを証すると論じているからである——「誰かが法の枠外に追いやられたかどうかを決める最良の基準は、犯罪を犯すことで利益を得られるかどうかを問うことだ」(OT, 286: ET, 729[=297])。

<sup>6</sup> ここでの「自由〔freedom / Freiheit〕」という用語は、バブアーが指摘しているとおり、後年の「自由とは何か」(1959, BPF 所収) で展開されるような「(公的) 自由」とは異なる (Barbour 2012, 315)。

以上のような観察から、アーレントは、人権の喪失という「絶対的な無権利」の条件を、言い換えれば、18世紀的な人権が暗黙裏に前提としていたものを、次のように分析する。

人権の喪失が起こるのは、通常人権として数えられている諸権利のどれかを失ったときではなく、人間が世界における足場を失ったときのみである。この足場によってのみ人間はそもそも諸権利を持ちうるのであり、この足場こそ人間の意見が重みを持ち、その行為が意味を持つための条件をなしている。自分が生まれ落ちた共同体への帰属がもはや自明ではなく絶縁がもはや選択の問題ではなくなったとき、あるいは、犯罪者になる覚悟をしないかぎり自分の行為もしくは怠慢とはまったく関わりなく絶えず危難に襲われるという状況に置かれたとき、そのような人々にとっては市民権において保証される自由とか法の前での平等とかよりもはるかに根本的なものが危うくされているのである。(OT, 296: ET, 742-743[=II 315]; 強調は引用者による)

人間が、「人権」として掲げられている諸権利を要求しうるためには、その行為や意見に基づいて人から判断されることが可能でなければならない。それを可能にする条件が「世界における足場」である。そして、この「世界における足場」への権利こそが、アーレントが〈諸権利を持つ権利〉と呼ぶものである。この権利は、「人がその行為と意見に基づいて判断される関係のシステムのなかで生きる権利」(OT, 296-297: ET, 754[=II 316])と定義される。これは家郷と政治的身分への権利であり、具体的にはなんらかの政治的共同体に帰属する権利と言い換えることができる。

無国籍者の「絶対的な無権利」があきらかにしたこと、それは政治的共同体への帰属なくしては、いかなる権利も——たとえそれが「人権」に数えられるものであれ——実質的には要求しえないということであった。18世紀に掲げられた「人権」が保証されうるためには、〈諸権利を持つ権利〉というより根本的な人権が保証されていなければならない。これが、アーレントの人権論から導かれる結論である。

## 2. アーレントの連邦論——新たな「国際法の領域」として

それでは、〈諸権利を持つ権利〉はいかにして保証可能なのだろうか。この問いに答えるためには、当該権利を保証する法体制について考察する必要がある。本節では、そのような法体制を、アーレントが終生模索した〈連邦〉の理論に見出す解釈を示す。

実のところアーレントは、〈諸権利を持つ権利〉の保証について積極的に語っていない。それどころか、「国民国家の没落と人権の終焉」ではエドマンド・バークの人権宣言批判が引き合いに出されるなど、ともすればアーレントは人権の理念——いわゆる人間の尊厳とといったもの——に懐疑的であるようにすら見える。しかし、彼女が人権の新たな保証を希求

していたことは間違いない。実際、『全体主義の諸起源』英語版初版のまえがきにおいては次のように述べられている。

反ユダヤ主義（単なるユダヤ人憎悪ではなく）、帝国主義（単なる征服ではなく）、全体主義（単なる独裁ではなく）が——次から次へと、より残酷なかたちで——示したのは、人間の尊厳が、新しい政治原理、新たな地上の法においてのみ見出される新しい保証を必要とするということである。その有効性は、今度こそは人類全体を包括する一方で、その力は厳密に限定され、新しく定義された領域的なものに根を下ろし、それによって制御されなければならない。（OT, ix[=I xii]; 強調は引用者による）<sup>7</sup>

さらに、〈諸権利を持つ権利〉の保証について、手掛かりがまったくないというわけでもない。「国民国家の没落と人権の終焉」には、次のような記述がある。

かつては自然なり歴史なりが負わされていた役割を「人類」が事実上引き継いだというこの新しい状況は、……諸権利を持つ権利、あるいは人類に属するという各人の権利は、人類自体によって保証されねばならないということの意味するだろう。これが可能かどうかは決してまだ確定していない。なぜなら……この考えは現在の国際法の領域、すなわち国家間の協定や条約という領域を踏み越えていることが理解されねばならないからである。それに、諸国家を超えたところに立つような国際法の領域は今のところまだ存在しない。（OT, 298; ET, 758–759[=II 320]; 強調は引用者による）

この箇所では、行論のうえで重要な2つのことが指摘されている。1つ目は、〈諸権利を持つ権利〉は、歴史によってでも自然によってでもなく、「人類自体によって保証されねばならない」ということである。18世紀の人々が、諸権利の根拠を歴史から解放したように、20世紀の人々は、人権の根拠を自然から解放しなくてはならなくなった。18世紀の人々が信頼を置き、そこから法と権利が導き出されると考えていた「自然」は——人間「本性」の疑わしさという意味においても、「自然」科学の想像を絶する破壊力という意味においても——破局を経験した20世紀の人々にとっては不気味なものに成り果てたのである。いまや「自然」が〈諸権利を持つ権利〉の根拠たりえない以上、その根拠たりうるのは人類自体においてほかにない。そして、引用箇所のあとで語られている「われわれが同等となるのは、われわれ自身の決定によって互いに同じ権利を保証しあう集団の成員としてのみである」（OT, 301; ET, 764[=II 325]; 強調は引用者による）という言葉に鑑みれば、アーレントが先の

---

<sup>7</sup> ただし、この記述は第2版以降では書き改められている。森分大輔はこのことを踏まえ、アーレントが「政治体制作のための基礎概念としての『諸権利を持つ権利』を放棄し、それに替えて『始める』という能力を自らの政治体制作のヴィジョンにおいた」（森分2007, 64）という可能性を指摘している。

引用箇所述べている人類自体による〈諸権利を持つ権利〉の保証とは、人類規模での合意による保証であると解釈しえよう。

2つ目は、〈諸権利を持つ権利〉の保証は「諸国家を超えたところに立つような国際法の領域」を必要とするということである。原理的に考えれば、この権利の保証には「国家間の協定や条約」では不十分である。というのも、現実に国民国家と国家主権が結びついている以上、「国家間の協定や条約」では、その協定を締結している関係国家の「国民」しかその対象にしえないからである。言い換えれば、国家間協定では、無国籍者は依然として権利の主体となりえないのである。〈諸権利を持つ権利〉という政治的共同体に帰属する権利が、すでに十全なかたちで政治的共同体に帰属している人々にしか適用されえないとすれば、そのような権利保証には意義がない。〈諸権利を持つ権利〉が請求されるのは、国民国家の外部に放逐され、いかなる「国民」でもなくなった人々が出現したときである。したがって、この権利が意義あるものとして運用されるには、国家間の領域とは異なる「諸国家を超えたところ」に成立する法の領域が必要なのである。

では、アーレントは、「諸国家を超えたところに立つような国際法の領域」として、どのようなものを構想していたのだろうか。少なくとも『全体主義の諸起源』のなかには、その解答となるようなアイデアは見当たらない。そこで本稿では、アーレントが国民国家体制のオルタナティブとして構想していた〈連邦〉というアイデアに着目したい。『ユダヤ論集』所収の書簡「マイノリティ問題によせて」では、次のように述べられている。

われわれ〔引用註：ユダヤ人〕の唯一のチャンスは——それはすべての小民族にとって唯一のチャンスなのだが——新しいヨーロッパの連邦制度である。……国民とは国境の内側の定住者によって構成され領土によって保護されるものだという想定は、決定的な修正を施されつつある。実際に経済や政治が営まれる空間は広がり続けている。領土への帰属が諸国民の連合〔commonwealth〕への帰属に取って代われ、政治を決定するのは全体としての連合であるというようなときが、まもなくやってくるだろう。(JW, 129–130[=185])

ここでアーレントは、境界づけられた領土内に住まう「国民」（とされた人々）によって政治的決定がなされる国民国家体制について、それが「決定的な修正を施されつつある」と指摘している。現在成立している国民国家体制は、少数民族、移民、難民<sup>8</sup>といったマイノリティが政治的決定から排除される体制である。しかし、経済や政治のグローバル化が進展したことにより、いまやこの体制は転換を迎えつつあり、その転換がマイノリティが政治的決定に参与するチャンスになるだろうと述べているのである。

---

<sup>8</sup> このカテゴリーにおいて、無国籍者は「難民」に属する。これはアーレントが無国籍者を「新しい難民」(OT, 294)「現代の難民」(ET, 748[=II 311–312])と呼称していることに基づいている。

国民国家体制に代わるものとしてアーレントが提示しているのが、連邦制度たる「連合」である。アーレントは上記の箇所のおとで、ヨーロッパの諸国民の連合は「独自の議会」を持ち、「組織化された単位」の代表がそこに参画するという構想を、「ユートピア的ではない」ものとして語っている（JW, 130–131[=186]）。この「組織化された単位」には、ユダヤ人をはじめとする小民族などのマイノリティ集団も想定されており、その単位は——「諸国民の連合」という表現によりミスリードされそうになるが——国民国家における「国民」に限定されていない。アーレントが構想している連合においては、「国民」のみによってではなく、なんらかの政治的要素に基づいて「組織化された単位」によって立法がなされるのである。

この「連合」における立法の領域こそ、まさにこれまで見てきたような「諸国家を超えたところに立つような国際法の領域」と言えるのではないだろうか。連合の立法は「国家間の協定や条約」のような立法とは異なる。なぜなら、連合の法は国民国家と国民国家とが取り結ぶものではなく、それゆえ、もし〈諸権利を持つ権利〉を保証する法が連合において立てられたならば、その権利を有する者が締結国家の国民に限定されることはないからである。そして、連合の法は連合に属するすべてのアクターに及ぶため、当然ながらすべての国家にその法において定められた権利——この文脈では政治的共同体に帰属する権利——を保証する義務が生ずる。つまり、連合の法によって〈諸権利を持つ権利〉が保証されたならば、それは現時点で「国民」と見なされていない人々、国民国家から放逐されてしまった人々が政治的共同体に帰属する権利として、有効に機能しうるのである<sup>9</sup>。

ただし、〈諸権利を持つ権利〉が人権であり、人権が<sup>あまねく</sup>人間に保証されるべき権利である以上、〈諸権利を持つ権利〉が保証されてあるべき〈連邦〉は、先ほどの引用箇所でもアーレントが提示していた「ヨーロッパの連邦」にとどまっていたはならない。〈諸権利を持つ権利〉が人類によって普遍的に享受しうるものとなるためには、〈連邦〉は地球規模に拡大されなければならないはずである。そして実際に、アーレントのテキストにも、わずかではあるが世界規模の〈連邦〉に触れているものがある。『暗い時代の人々』の「カール・ヤスパース——世界国家の市民？」では、次のように述べられている。

……現在の現実における人類の統合は、カントが望んだような、過去のあらゆる歴史に対する慰めや償いからは程遠い。政治的には、地球に対する技術的支配によってもたらされた新しくも脆弱な統合は、ただ普遍的な相互合意の枠組みのなかでのみ確保されうるのであり、それは最終的には世界規模の連邦化された構造へと導かれるであろう。（MDT, 93[=147]: 強調は引用者による）

---

<sup>9</sup> アーレントの構想において、連邦法と国家法のいずれが優越するかについてはあきらかでない。ただし、彼女が連邦／連邦法のモデルとして、しばしばアメリカ合衆国／合衆国憲法を採用することに鑑みれば、連邦法の国家法に対する優越を考えていたのではないかと推測される。

ここでアーレントは、技術の発展によって現在進展している人類の統合が、最終的には「世界規模の連邦化された構造」に行き着くと述べている。もし、ここで語られている世界規模の〈連邦〉に「独自の議会」が想定されているとすれば、アーレントの構想のなかには世界規模の議会が存在し、なんらかの政治的要素によって「組織化された単位」による世界規模の立法が想定されているということになるだろう。このとき、世界規模の議会によって〈諸権利を持つ権利〉が保証される法が制定されたとすれば、そのときこそ〈諸権利を持つ権利〉が、字義どおり「人類自体によって保証」されていると言えるのではないだろうか。すなわち、「人類の統合」によって形成された世界規模の〈連邦〉において、〈諸権利を持つ権利〉の保証が実現したとすれば、それはまさしく、歴史によるでも自然によるでもない、人類規模での合意による〈諸権利を持つ権利〉の保証となるだろう、というわけである<sup>10</sup>。

ここまでの議論を整理しよう。本節では、『全体主義の諸起源』において、〈諸権利を持つ権利〉を保証するために「諸国家を超えたところに立つような国際法の領域」が必要であることが示唆されていたということを確認し、そのような「国際法の領域」を、アーレントの他の著作から読み取ることを試みた。そして本稿では、それをアーレントの〈連邦〉構想に見出した。アーレントが構想する〈連邦〉は「独自の議会」を有し、国民国家だけでなく、マイノリティ集団をはじめとする「組織化された単位」もそこに参画することが想定されていた。そのような議会における立法は、「国家間の協定や条約」を超えたものであるため、〈連邦〉を「諸国家を超えたところに立つような国際法の領域」とみなすことができるはずである。また、〈連邦〉の構想を「世界規模の連邦化された構造」にまで拡張するならば、『全体主義の諸起源』で希求されていたように、〈諸権利を持つ権利〉を「人類自体によって保証」することも可能となるだろう。以上が、本節で提示された解釈であった。

### 3. アーレントの法論——法の反復可能性としての *principium*

それでは、世界規模にまで拡大された〈連邦〉の議会において、〈諸権利を持つ権利〉を保証する法が制定されれば、それで事態は解決するのであろうか。つまり、種々の「組織化された単位」による合意をつうじて〈諸権利を持つ権利〉を保証する連邦法がひとたび制定されたとしたら、あまねく人間が人権を享受しうることが確約されるのであろうか。

残念ながら、ことはそれほど単純でない。というのも、(かつてジャック・デリダが鋭く

---

<sup>10</sup> ここで語られている権利保証については、世界人権宣言の第15条「国籍を持つ権利」がこれに相当するものであると考える向きもありうるだろう。しかしながら、世界人権宣言には法的拘束力がないために、本稿で述べられている〈連邦〉における立法とは性質が異なる。また、セイラ・ベンハビブが指摘しているとおり、「世界人権宣言は、国家が移民の入国を許可し、庇護の権利を支持し、外国人居留民や永住外国人に市民資格を付与する義務については沈黙している」(Benhabib 2004, 11[=9]; 強調は原著者による)という問題も抱えている。

指摘したように<sup>11)</sup> 法制定は原理的に排除をとまなうからである。前節でも述べたとおり、人権とはその語の意味からして、あまねく人間に保証されていなければならない。しかるに法が原理的に排除を免れえないとすれば、法による人権の保証などは空虚な絵空事ということになりかねないだろう。排除を避けられない法による普遍的な人権の保証は、いかなる理路をもって語りうるのか？ 本節では、この問題について、アーレントの法理論に即して考察することを試みる。

実はこれまで、この法制定にとまなう原理的排除という視座は、アーレントの理論に欠落しているものであるということが、キース・グリーンらによって指摘されてきた (cf. Breen 2012)。しかしながら、近年では、アーレントが法制定の暴力性・恣意性に自覚的であり、彼女の法理論はまさにその問題を考察した成果であるとする研究も出てきている (cf. 和田 2020, 青木 2022)。本稿が採るのは後者の立場である。本節では、和田や青木と同様、『革命について』の合衆国憲法論に着目したうえで、それに照らして、「法制定にとまなう原理的排除」をめぐるアーレントの応答を提示したい。

グリーンによるアーレントへの批判について検討するまえに、まずは、その議論の前提となる彼女の法概念について確認しよう<sup>12)</sup>。アーレントは法について考察するとき、ギリシャの法概念であったノモス〔*nomos*〕と、ローマの法概念であったレクス〔*lex*〕という2つの法概念をしばしば参照する。ポリスの城壁にもなぞらえられるノモスは制作〔*work / Herstellen*〕の産物であるとされ、それが制定されることによって、そのなかで市民が語らい行為するための政治的空間が生まれるとされている。ただし、ノモスの制定には市民による合意といった契機は不要であり、いわばそれは立法者（ポリスの市民ではなく、異邦人でもよいとされた）によって、垂直的に制定されるものであった (cf. HC, 194–195[=348]; Va, 187–188[=250])。他方で、条約や同盟になぞらえられるレクスは、当事者相互の合意という行為〔*action / Handeln*〕の結果であるとされ、その立法自体が政治的な営みであるとされている。つまり、レクスは、垂直的に制定されるノモスとは異なり、水平的に制定される「持続する繋がり」「契約」を意味していたのである (cf. PP, 178–179[=308–309])。

このように対照的な2つの法概念であるが、アーレントは、『革命について』等においてある種の法の理念について語るとき、両者に「同等の重要性を見出している」(Breen 2012, 24)。つまり、彼女にとっての法とは、「行為者が『拘束と約束』(レクス)をつうじて、『行為の結合した権力……を住まわせておく安定した世界の建造物』(ノモス)を構成する」(Breen 2012, 24)のものであり、政治的空間をかたちづくるというノモ斯的要素を堅持しつつ、

---

<sup>11)</sup> この論点、すなわちデリダにおける「法創設の原暴力」(高橋 2015, 202)という論点については、高橋 2015、とりわけ第四章「法・暴力・正義」を参照。

<sup>12)</sup> アーレントにおける法概念の詳細については、「アーレントの法概念に対する膠着した二元論的解釈を超えるための一つの解釈を提示すること」(和田 2020, 298)を試みた、和田 2020を参照。本稿が提示するアーレントの法概念理解は、おおむね和田の議論と軌を一にしている。

ノモス的な立法に付随する垂直的な命令的性質を、当事者間の合意というレクスの要素によって克服せんとするものなのである。

しかしながら、合意というレクスのなかたちの立法によってノモスの持つ命令的性質を克服しようとしても、法が——ポリスの城壁に喩えられていることにも表れているとおり——領域を境界づけるものとされている以上、あることが依然として問題となる。その問題について、グリーンは以下のように述べている。

しかしながら、ここでより深刻な問題は、アイデンティティの固定と境界設定における重要な側面をアーレントが無視している点だ。法の創造者たちは、有限であり世界に埋め込まれている以上、ある特定の時代に生きる相異なる共同体や集団に帰される特定の利害関心の布置を反映し、かつそれを強化するようなアイデンティティを形成することになる。これはあらゆる法制定について避けられない側面であり、したがって非難されるべきではない。だが、ここで認識されなければならないのは、排除の不可避性である。すなわち、ノモスとしての法に埋め込まれたアイデンティティは、共同体のオルタナティブな自己像や利害関心を締め出し、沈黙させてしまう。したがって、たとえ形式上はその政治体に属していたとしても、正当にせよ不当にせよ、その法のうちに認識されない者たちが常に存在するのである。(Breen 2012, 28; 強調は原著者による)

ある法を共同体の合意によって、いわばレクスの的に制定したとしても、それが公的空間を境界づけるというノモス的な契機を持つ以上、その合意には必然的に排除がともなう。言い換えれば、法は、オルタナティブな可能性の排除によって成立する。この事実の重大さは、人権——本稿の文脈で言えば〈諸権利を持つ権利〉——にかんする法制定について考えればわかりよいだろう。人権を保証する法の制定ですら、それが特定の時代において、特定の人々によって定められるがゆえに、原理的、必然的に排除がともなうのだとしたら？ そうだとすれば、普遍的人権などという大仰な理念を掲げても、それがひとたび法制化されればその実現は破綻することになってしまわないだろうか。法制定に必然的に排除がともなう以上、法による普遍的人権の保証にはなんの可能性も見出せないのではないだろうか。この問題にたいして、アーレントの議論はどう応答しうるか。

この法制定にともなう原理的排除という難問にかんするアーレントの考察を、本稿では『革命について』における議論から導きたい。法制定にともなう原理的排除という問題は、『革命について』の文脈に即せば、始まり＝創設行為＝憲法制定にともなう恣意性の問題と言い換えることができる。アーレントは、始まりが恣意的であることを認めていた。「ある程度の完全な恣意性をそれ自体にともなうことは、まさしく始まりの本性に存する」(OR, 206[=329]; ÜR, 265[=266])。いかなる始まりも、程度の差こそあれ恣意的なのだとすれば、アーレントにとって、始まりとは必然的に正統性を欠いたものなのだろうか。本稿の文脈に

置き換えるならば、いかなる法制定も——宗教的、歴史的権威を持ち出すことなしには——原理的に正統性を有しえないのだろうか。

アーレントはそのようには考えない。彼女は、アメリカ革命（合衆国憲法の制定）という始まりについて語るなかで、始まりにともなう恣意性からの救済について語っている。

始まりの行為がその恣意性から救われるのは、その行為がそれ自身のなかに、それ自身の原理を持っているからである。より正確に言えば、始まりと原理、*principium* と原理は互いに連関しているだけでなく、同時的なものだからである。始まりは自己の妥当性の根拠となり<sup>13</sup>、いわば、それに内在する恣意性から自分を救ってくれる絶対者を必要とするが、そのような絶対者とは、始まりとともにその姿を現わす原理にほかならない。始める者が何であれ彼の行おうとすることに着手したそのやり方が、その企てをともに完成させるために彼に加わった人々の行為の法を定める。そのようなものとして、原理はそのあとに続く行為を鼓舞し、そして行為が続くかぎり、明白に姿を現わし続けるのである。(OR, 212–213[=338–339]; ÜR, 273[=277])

難解な文章であるが、要点は、始まりがその恣意性から救済されるのは、始まりの行為が「始まり」であると同時に、そのうちに「原理」を有するためだということである。ここでまず「原理」とは何であるかを確認しよう。アーレントの議論において、原理という概念はモンテスキューから引用される。モンテスキューは統治の本性と原理とを区別し、「統治をそれが動いているように動かしている」(EU, 329[=150])ものを後者の名で呼んだ。ただし原理は、行為における心理的動機とは異なる。原理とはそうではなく「公的領域内のすべての行為が合法性という単なるネガティブな尺度を超えて判断されるための道標となる基準であり、支配者と被支配者の行為をともに鼓舞するものなのである」(PP, 65[=139]; 強調は引用者による)<sup>14</sup>。

上述の説明を踏まえると、先の引用箇所は以下のように解釈できる。すなわち、始まりの行為と同時にその始まりのなかに原理が現われるわけだが、その原理が次なる行為を鼓舞する。しかし、始まりがなされたそのやり方は同時に「行為の法」を定めるため、始まりに鼓舞される次なる行為は、始まりのやり方に規定される。そして、そのようにしてなされた次なる行為もまた新たな行為を鼓舞するわけだが、その新たな行為も引きつづき始まりのやり方に規定される。そしてその行為がまた次なる行為を鼓舞して……というわけである<sup>15</sup>。

<sup>13</sup> ドイツ語版では、「自己の妥当性の根拠となる〔derive its own validity〕」の代わりに「正統化される〔sich legitimieren〕」という表現が用いられている。

<sup>14</sup> 統治の原理としてモンテスキューが挙げているのは、共和制における「徳」、君主制における「名誉」、そして専制における「恐怖」である (cf. PP, 65[=99])。

<sup>15</sup> アーレントによれば、アメリカ革命においてはこの「やり方」が「相互約束と共同審議」(OR, 214[=340];

つまり、アーレントは、始まりをその恣意性から救い出す絶対者を、まさにその始まりの行為のなかにある、始まりをリフレインさせる原理〔principle〕に見出したのである。この始まりと原理との内的な連関を、アーレントは、「始まり」と「原理」という2つの意味を併せ持つ“*principium*”というラテン語に看取している。始まりに恣意性がともなうことは避けられない。しかし、それが恣意的であったとしても、始まりに存する原理 *principium* が始まりを反復させ続けるがゆえに、その恣意性が暴かれ続ける。つまり、始まりに内在する *principium* という反復可能性が始まりにともなう恣意性（非正統性）を暴きうること、このことが、逆説的にも、恣意的であらざるをえない始まりに、せめてもの正統性を与える——始まりを救うのである。

以上の議論を、法の制定一般に置き換えるならば、*principium* は、法の反復可能性と言い換えることができるだろう。法はその制定に際して、たしかに排除を避けられない。しかし、法がその正統性を、神や自然といった不変の絶対者ではなく、*principium*——つまり法制定という「始まり」をリフレインする「原理」——に持つかぎり、ひいては法が反復され続けうるかぎり、その排除は固定化されることなく問い直しに付され続けうる。言い換えれば、原理的な排除を避けられない法は、しかし反復可能性、すなわち *principium* によって、その排除を暴露される可能性を胚胎することになる。そして、このような排除の暴露可能性は、同時に排除が包摂される可能性でもあるのである。

このことを踏まえれば、アーレントの法理論は、（グリーンが批判するような）法制定にともなう原理的排除を「無視」するようなものではない。むしろアーレントは、合衆国憲法制定に *principium* という原理を発見することをつうじて、その法理論に排除の包摂可能性を見出していると言えよう。

ここで本節の冒頭に立ち戻ろう。本節で取り組んでいた問いは「排除を避けられない法による普遍的な人権の保証は、いかなる理路をもって語りうるのか？」というものであった。ここまでの議論を踏まえれば、この問いに対して、アーレントの法理論に即して次のように応答しうるだろう。すなわち、「排除を避けられない法による普遍的な人権の保証」とは、法がその正統性を、〈始まり＝原理〉であるところの *principium*、つまりは法の反復可能性に有するかぎりにおいて語りうる。なぜなら、そのかぎりにおいて、法はその排除を暴露され続けるのであり、それゆえ逆説的に、その排除を包摂する可能性を有し続けるからである。

そして、人権がもつ普遍性の要求は、法における排除を問題化することを可能ならしめるだろう。すなわち、普遍的人権を保証する法は、その正統性を *principium* に有するかぎりにおいて、その「普遍」から排除されている存在者の存在が暴露される可能性を、したがってその法が改定される可能性を有するのである<sup>16</sup>。

---

ÜR, 275[=278]) だったのであり、この事実は「新しいことを造り出せるのはテロルと暴力のみ」(ÜR, 275[=278]) であるという観念と対立するものであった。

<sup>16</sup> このような問い直しの具体的プロセスについては、セイラ・ベンハビブの「民主的復讐〔democratic

## おわりに

本稿では、アーレントが『全体主義の諸起源』で示した〈諸権利を持つ権利〉を、彼女の連邦論および法論に接続することで、彼女の仕事に法理的人権論を読み込む可能性を提示した。ここでは、本稿が素描を試みた「アーレントからの法理的人権論」がどのようなものであったかを、節ごとの議論に即して簡潔に整理する。

第1節では、『全体主義の諸起源』における人権論を再構成して、〈諸権利を持つ権利〉の内容をあきらかにした。アーレントは、20世紀に大量出現した無国籍者たちの「絶対的な無権利」の分析をつうじて、18世紀に「人権」として掲げられた諸権利が、「世界における足場」、すなわち家郷と政治的身分とを暗黙裏に前提していたことを看破した。この考察にもとづいてアーレントが提示したのが、「人がその行為と意見に基づいて判断される関係のシステムのなかで生きる権利」、すなわち〈諸権利を持つ権利〉である。この権利こそが、諸権利が実質的に要求可能であるための、より根本的な人権なのであった。

第2節では、〈諸権利を持つ権利〉の保証を可能にする法の領域を、アーレントの議論に即して検討した。具体的には、〈諸権利を持つ権利〉を保証するためには「諸国家を超えたところに立つような国際法の領域」が必要である、という『全体主義の諸起源』での示唆を踏まえ、アーレントが国民国家体制のオルタナティブとして構想した〈連邦〉を、そうした「国際法の領域」として解釈することを試みた。「マイノリティ問題によせて」においては、「独自の議会」を持ち、国民国家に限らない「組織化された単位」がそこに参画するような〈連邦〉の構想が語られている。〈連邦〉における立法は、国家間の協定とは異なり、そこに属するすべてのアクターに効力を持つため、〈連邦〉において〈諸権利を持つ権利〉を保証する法が制定されたならば、無国籍者もその権利を享受しうることになるだろう。さらに、『暗い時代の人々』では「世界規模の連邦化された構造」にも言及されており、そのような体制のもとで〈諸権利を持つ権利〉を保証する法が制定されれば、それは字義どおり「人類規模での合意」による保証となると解釈できよう。

第3節では、法による人権保証の議論が避けることのできない、法制定にともなう原理的排除という問題について、『革命について』の議論にもとづいて応答する道筋を提示した。アーレントは、合意というレクスの要素によって命令性というノモスの要素を克服しつつ政治的空間を形成するという法構想を描くが、そこにおいても始まりの恣意性は残ることになる。このような恣意性からの始まりの救済を、アーレントは、「始まり」が「原理」と内的連関を持っていることに見出し、この内的連関を“*principium*”というラテン語に看取した。この議論を法の制定一般の文脈に移せば、*principium* は法の反復可能性と言い換えることができる。つまり、排除を免れえない法による普遍的人権の保証が語りうるのは、法が

---

iterations)」の概念が参考となるだろう (cf. Benhabib 2004)。

*principium* によってその法自体にともなっている排除を暴露され続け、改定へと開かれているかぎりにおいてだというわけである。

以上のように、本稿は、アーレントが提示した〈諸権利を持つ権利〉という概念を、政治理論の文脈だけでなく、連邦論および法論との連関のもとで解釈することによって、彼女の思想から法理的人権論を導き出す道筋を素描した。もっとも、本稿の議論はあくまで素描の域を出るものではなく、多くの検討すべき論点を残している。とりわけ、議論の鍵であった法の反復が、具体的にどのようなかたちで遂行されるのかということの説明は、目下最大の課題であろう。この点については、アーレントの司法論や市民的不服従論などを手掛かりとしつつ検討していきたい。

\*本論文は、京都大学大学院法学研究科附属法政策共同研究センターによる法学研究科法政理論専攻等における萌芽的・挑戦的な共同研究の支援を受けて執筆されたものです。

## 凡例

Arendt, Hannah

OT: *The Origins of Totalitarianism*, New York: Harcourt Brace & Company, 1973. (アーレント, H. (2017). 『全体主義の起原 1 反ユダヤ主義 [新版]』大久保和郎訳, みすず書房)

ET: *Elemente und Ursprünge totaler Herrschaft*, Frankfurt am Main: Europäische Verlagsanstalt, 2011. (アーレント, H. (2017). 『全体主義の起原 2 帝国主義 [新版]』大島通義・大島かおり訳, みすず書房.)

HC: *The Human Condition*, (2<sup>nd</sup> ed.), Chicago: The University of Chicago Press, 1998. (アーレント, H. (2020). 『人間の条件』牧野雅彦訳, 講談社.)

Va: *Vita activa oder Vom tätigen Leben*, München: Piper Verlag GmbH, 1994. (アーレント, H. (2015). 森一郎訳, 『活動的生』, みすず書房.)

BPF: *Between Past and Future: Eight Exercises in Political Thought*, New York: Penguin Books, 2006. (アーレント, H. (1994). 『過去と未来の間』引田隆也・齋藤純一訳, みすず書房.)

MDT: *Men in Dark Times*, New York: Harcourt Brace & Company, 1970. (アーレント, H. (2005). 『暗い時代の人々』阿部齊訳, 筑摩書房.)

OR: *On Revolution*, (introduction by Jonathan Schell), New York: Penguin Books, 1990. (アーレント, H. (1995). 『革命について』志水速雄訳, 筑摩書房.)

ÜR: *Über die Revolution*, München: Piper Verlag GmbH, 1965. (アーレント, H. (2022). 『革命論』森一郎訳, みすず書房.)

PP: *The Promise of Politics*, Kohn, Jerome (Ed.), New York: Schocken Books, 2005. (アーレント, H. (2018). 『政治の約束』高橋勇夫訳, 筑摩書房.)

EU: *Essays in Understanding 1930–1954: Formation, Exile, and Totalitarianism*, Kohn, Jerome (Ed.),

- New York: Schocken Books, 2005. (アーレント, H. (2002). 『アーレント政治思想集成 2 理解と政治』 齋藤純一・山田正行・矢野久美子訳, みすず書房.)
- JW: *The Jewish Writings*, Kohn, Jerome & Feldman, Ron (Eds.), New York: Schocken Books, 2007. (アーレント, H. (2013). 『反ユダヤ主義 ユダヤ論集 I』 山田正行・大島かおり・佐藤紀子・矢野久美子訳, みすず書房.)

## 参考文献

- Barbour, C. (2012). Between Politics and Law. In M. Goldini & C. McCorkindale (Eds.), *Hannah Arendt and the Law* (pp. 307–319). Hart Publishing Ltd.
- Benhabib, S. (2004). *The Rights of Others: Aliens, Residents, and Citizens*. Cambridge University Press. (ベンハビブ, S. (2014). 『他者の権利：外国人・居留民・市民』 向山恭一訳, 法政大学出版社.)
- Birmingham, P. (2006). *Hannah Arendt and Human Rights: The Predicament of Common Responsibility*. Indiana University Press.
- Breen, K. (2012). Law Beyond Command? An Evaluation of Arendt's Understanding of Law. In M. Goldini & C. McCorkindale (Eds.), *Hannah Arendt and the Law* (pp. 15–34). Hart Publishing Ltd.
- Isaac, J. C. (1996). A New Guarantee on Earth: Hannah Arendt on Human Dignity and the Politics of Human Rights. *The American Political Science Review*, 90(1), 61–73.
- 青木崇. (2022). 「『言葉が肉となった』：ベンヤミンとアーレントにおける暴力批判論」, 『一橋社会科学』, 14, 71–87.
- 齋藤純一. (2011). 「政治的権利としての人権」, 齋藤純一編『講座人権論の再定位 4 人権の実現』 (pp. 3–26), 法律文化社.
- 篠原雅武. (2011). 「アーレント思想における『諸権利を持つ権利』概念の検討」, 『社会思想史研究：社会思想史学会年報』, 36, 118–136.
- 高橋哲哉. (2015). 『デリダ：脱構築と正義』. 講談社.
- 寺島俊穂. (2006). 『ハンナ・アレントの政治理論：人間的な政治を求めて』. ミネルヴァ書房.
- 中島道男. (2015). 『ハンナ・アレント：共通世界と他者』. 東信堂.
- 森分大輔. (2007). 『ハンナ・アレント研究：〈始まり〉と社会契約』. 風行社.
- 和田昌也. (2020). 「ハンナ・アレントの法概念：ノモス／レックスの二元論を超えて」, 『政治思想研究』, 20, 298–328.